

退 会 届

公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会会長 殿

今般、貴協会を退会いたしたく、届け出ます。

会 員 区 分	<input type="checkbox"/> 正会員 ・ <input type="checkbox"/> 準会員	記 入 日	年 月 日
免許証番号	<input type="checkbox"/> 大臣 <input type="checkbox"/> 都知事 () 第 号		
フリガナ			
商号又は名称			
事務所所在地	〒		
代表者区分	<input type="checkbox"/> 代表者 <input type="checkbox"/> 政令で定める使用人		
氏 名			

※行政庁への廃業届提出・免許有効期間満了による宅地建物取引業免許失効の場合、
本会に所属する貴社のすべての会員（本支店）が本届出により退会となります。

[協会使用欄]

退 会 理 由	<input type="checkbox"/> 1 廃業	<input type="checkbox"/> 2 免許切れ	<input type="checkbox"/> 3 免許取消	<input type="checkbox"/> 4 他県移転	<input type="checkbox"/> 5 支店廃止	<input type="checkbox"/> 6 その他
	<input type="checkbox"/> a 死亡 <input type="checkbox"/> b 業の廃止		<input type="checkbox"/> a 事務所 不確知 <input type="checkbox"/> b その他	移転先： 道 府 県	本店所在地： 都 道 府 県	<input type="checkbox"/> a 自己供託 <input type="checkbox"/> b 他協会 <input type="checkbox"/> c その他
「1. 廃業」「2. 免許切れ」「3. 免許取り消し」の場合、上記届出者以外に本会に所属する会員（支店）を記載のこと						

支部受付 年 月 日

支 部 名

支部長名

廃業・退会・事務所廃止届

公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会会長 殿

注意・確認事項	※本届出書に記載された内容に基づいて会員情報を変更登録し、以下のことに使用いたします。 <ul style="list-style-type: none">・会員管理台帳の作成・会員であることの照会や法令に基づく照会に対する回答・その他、宅地建物取引業法並びに定款等に定める本会業務を遂行する上で必要な行為
---------	---

上記の注意・確認事項について承諾の上、下記の理由により届け出ます。

尚、行政当局へは 年 月 日に届出済みです。

退会理由	<input type="checkbox"/> 1 廃業	<input type="checkbox"/> 2 免許切れ	<input type="checkbox"/> 3 免許取消	<input type="checkbox"/> 4 退会	<input type="checkbox"/> 5 支店廃止
	<input type="checkbox"/> a 死亡		<input type="checkbox"/> a 事務所 不確知	<input type="checkbox"/> a 自己供託	
	<input type="checkbox"/> b 業の廃止		<input type="checkbox"/> b その他	<input type="checkbox"/> b 他協会加入	

免許証番号	<input type="checkbox"/> 大臣 <input type="checkbox"/> 都知事 () 第 号	記入日	年 月 日
商号又は名称		代表者	
事務所所在地	〒	電話番号	()

退会の後、上記と異なる場合の連絡先

住所	〒		
氏名		電話番号	()

※弁済業務保証金分担金返還のご案内のご送付は退会届提出の翌月より概ね 10 ヶ月後となります。ご了承ください。
※本届けをご提出された後、さらに連絡先を変更された場合は、必ずご連絡ください、また郵便局へ転居届をご提出ください。

退会理由「5」の「支店廃止」の場合は下記もご記入ください。

支店名	
支店所在地	〒

業協会支部受付 年 月 日

業協会支部名

業協会支部長名

弁済業務保証金分担金の返還について

入会時に納付いただいた分担金については、保証協会を退会いたしますと、宅建業法 64 条 11（弁済業務保証金の取戻し等）に基づく緒手続きを経た後、返還となりますが、下記ケースに該当する場合、返還できませんのでご注意ください。

[返還されないケース]

- ・その①…保証協会の会員である期間中、及び官報公告(6ヶ月)期間中に宅地建物取引により生じた債権を有する者(取引上の被害者)から苦情申出を受け、その解決に至ることが確認できない場合
- ・その②…保証協会の会員である期間中、及び官報公告(6ヶ月)期間中に一般債権を有する者(税務署等)から、分担金を差押えられ、その解除に至ることが確認できない場合

1. 返還時期

支部で退会手続きをしてから返還されるまでおよそ 10 ヶ月程度かかります。官報公告期間満了後、保証協会東京本部より、別途、返還に必要な書類をご案内申し上げますので、**退会後における連絡先に変更が生じた際には必ずご連絡ください。**

2. 返還金額

お預かりしている分担金より、退会事務手続き費用（主たる事務所 20,000 円、従たる事務所一カ所につき 10,000 円）、官報公告料（主たる事務所のみ）を差し引いた金額となります。なお、会費未納分があればその分も差し引かせていただきます。

参考条文（抜粋）公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会 入会金・会費等に関する規則 （退会等事務手続費用及び弁済業務保証金分担金の返還等）

- 第 5 条 本会は、会員の退会等又は事務所の一部廃止により、当該会員が納付した弁済業務保証金分担金を返還するため、宅地建物取引業法第 64 条の 11 第 1 項の規定に基づき、東京法務局より弁済業務保証金の取戻し及び同条第 4 項に基づき、その取戻しのための官報公告をしなければならない。
- 2 定款第 14 条に基づき、前項の弁済業務保証金取戻しに係る公告料（独立行政法人国立印刷局官報公告掲載料金）は、当該会員が負担するものとする。
- 3 前条の退会者等又は事務所を一部廃止した会員は、定款第 14 条に基づき、退会等事務手続費用を次のとおり負担するものとする。
- (1) 主たる事務所につき 20,000 円
 - (2) 従たる事務所 1 ヶ所につき 10,000 円
- 4 本会は、宅地建物取引業法第 64 条の 11 第 2 項及び第 3 項の規定に基づいて当該会員の弁済業務保証金分担金を返還するときは、同分担金より第 2 項の公告料、第 4 条の会費及び前項各号の退会等事務手続費用を差し引いて返還する。
- 5 本会は、宅地建物取引業法第 64 条の 10 第 1 項及び第 2 項に定める還付充当金を納付しない会員に対しては、当該会員が本会に有する弁済業務保証金分担金返還請求債権と、何等の通知なくしていつでも、第 2 項の公告料、第 4 条の会費、第 3 項各号の退会等事務手続費用及び還付充当金納付請求債権を相殺、充当することができる。
- 6 (1) 本会が東京法務局に対して請求する弁済業務保証金の取戻しに関し、その取戻事由の発生から第 1 項の公告をすることなく 10 年を経過した時（以下、この期間を公告免除期間という）、本会は同項の公告をしないものとする。

(2) 本会が東京法務局に対して有する弁済業務保証金の取戻請求権は、前号の公告免除期間の経過した時から起算して10年を経過した時に、時効により消滅する。

7 退会等に関する事務手続については理事会において別に定める。

3. 返還時に必要な書類

返還時点における会員の皆様方の状況により揃えて頂く書類が異なります。下記をご参照ください。

個人の場合 廃業・期間満了等	① 代表者個人の印鑑証明書
死亡による相続人の場合※ (下記※も参照)	① 被相続人の除籍簿(写) ② 被相続人の改正原戸籍(写) ③ 被相続人の戸籍謄本(写) (被相続人の出生地のものからご逝去までを確認できる戸籍謄本をお願いします) ④ 遺産分割協議書(原本確認後、ご返却いたします) ⑤ 相続人全員の戸籍謄本(写) ⑥ 相続人全員の印鑑証明書(写) } 遺産分割協議書作成時3ヶ月以内のもの ⑦ 念書(協会書式:事務局にご連絡ください ご送付いたします) ⑧ 受領書に押印の印鑑証明書(原本) ⑨ 相続人に未成年がいる場合は、家庭裁判所の特別代理人選任書(写)

※死亡による相続の場合について

謄本(写)や印鑑証明書(写)は、遺産分割協議書作成時のものとなります。念書、受領書に押印する印鑑証明書等は、3か月以内(本会に返送書類到着日より)発行のものがが必要です。

法人の場合	① 法人の商業登記簿謄本(原本 履歴事項全部証明書) ② 法人登録の印鑑証明書(原本 個人のものではなく、法務局登録の法人のもの)
清算法人の場合	① 清算法人の商業登記簿謄本(原本 履歴事項全部証明書) ② 清算法人の印鑑証明書(原本 個人のものではなく、法務局登録の法人のもの)
清算結了の場合 (清算結了登記済の場合)	① 清算法人の商業登記簿謄本(原本 閉鎖謄本) ② 清算法人の元清算人の個人の印鑑証明書(原本 市区町村登録のもの) (登記簿上、清算結了の登録がなければ、結了しておりません。上記法人登録の清算人の印鑑証明書が必要です。ご確認ください。)
合併法人の場合	① 合併後の法人の商業登記簿謄本(原本 履歴事項全部証明書) (吸収された法人の商号が明記されているもの) ② 合併後の法人の印鑑証明書(原本 個人のものではなく、法務局登録の法人のもの)
破産法人の場合	① 破産法人の商業登記簿謄本(原本 履歴事項全部証明書) ② 破産管財人資格証明書及び印鑑証明申請書

登記簿謄本、印鑑証明書につきましては3ヶ月以内(本会に返送書類到着日より)発行のものがが必要です。

法 定 脱 退 届

東京都宅建協同組合理事長 殿

注意・確認事項	※本届書に記載された内容により組合員情報を変更登録し、以下のことに使用します。 ・出資持分の返還業務 ・その他、組合の業務、事業の遂行にあたり組合員情報の使用が必要な場合
----------------	---

中小企業等協同組合法第 19 条の規定により貴組合を脱退することになりましたので上記注意・確認事項承諾の上、お届け致します。おって弊社の持分は定款第 14 条の規定により算定の上払戻して下さるよう申し添えます。

本 支 店	<input type="checkbox"/> 本 店 ・ <input type="checkbox"/> 支 店	記 入 日	年 月 日
免 許 証 番 号	<input type="checkbox"/> 大臣 <input type="checkbox"/> 都知事 () 第 号		
フリガナ			
商号又は名称 <small>(従たる事務所は支店名を記入)</small>			
事務所所在地	〒		
代表者区分	<input type="checkbox"/> 代 表 者 <input type="checkbox"/> 政令で定める使用人		
フリガナ			
氏 名			
脱退後の連絡先(※)	〒 電話 () 担当者		

※「脱退後の連絡先」について

加入時にお預かりしました「出資金」返還手続きの際の書類送付先住所となりますので、ご記入をお願いします。

脱退理由	<input type="checkbox"/> 1 廃業	<input type="checkbox"/> 2 免許切れ	<input type="checkbox"/> 3 免許取消	<input type="checkbox"/> 4 他県移転	<input type="checkbox"/> 5 支店廃止	<input type="checkbox"/> 6 その他
	<input type="checkbox"/> a 死亡		<input type="checkbox"/> a 事務所不確知	移転先： 道府県	本店所在地： 都道府県	<input type="checkbox"/> a 自己供託
	<input type="checkbox"/> b 業の廃止		<input type="checkbox"/> b その他			<input type="checkbox"/> b 他協会

免許権者への届出日	年 月 日
-----------	-------

支所受付 年 月 日

支 所 名

支所長名